

島本町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

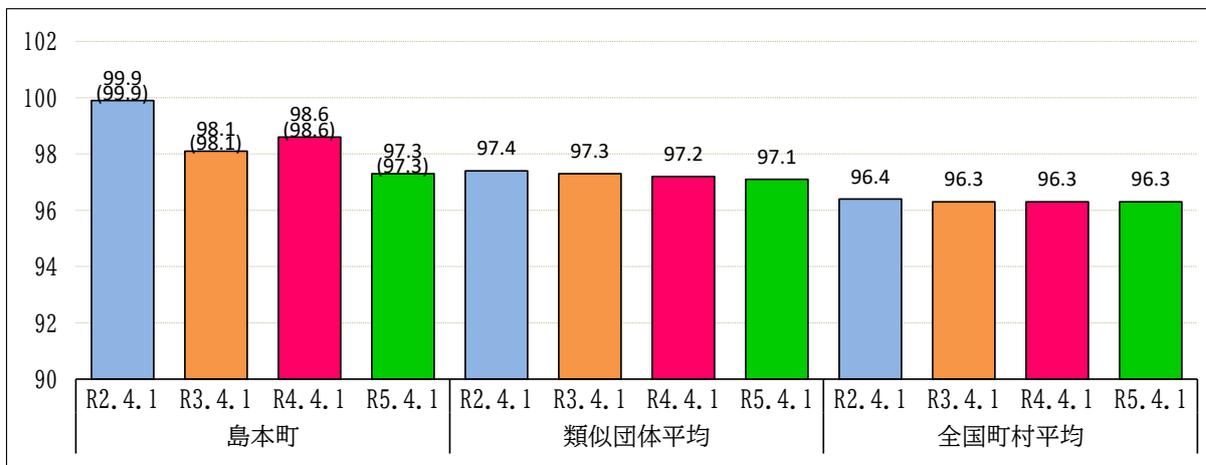
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 31,645	千円 14,017,675	千円 53,570	千円 2,379,623	% 17.0	% 16.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円				
令和4年度	人 250	千円 860,843	千円 238,474	千円 359,070	千円 1,458,387	千円 5,834	千円 5,685	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）
平成27年4月1日

（内容）給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層である1級及び2級の初任給については引き下げず、高齢層については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、島本町においても6%を支給。
（実施時期）平成27年4月1日から実施。

（参考）

	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		4月1日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
島本町の支給割合	3%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

特になし。

(5) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（各年4月1日現在）

一般行政職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
島本町	令和5年度	40.6 歳	305,907 円	396,802 円	365,082 円
	令和4年度	39.8 歳	301,699 円	385,776 円	360,662 円
大阪府	令和5年度	41.1 歳	313,007 円	425,774 円	371,089 円
国	令和5年度	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	令和5年度	41.3 歳	304,046 円	376,949 円	337,556 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		島本町	大阪府	国
一般行政職	大学卒	198,500 円	190,300 円	一般職 185,200 円
	高校卒	169,800 円	157,500 円	一般職 154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

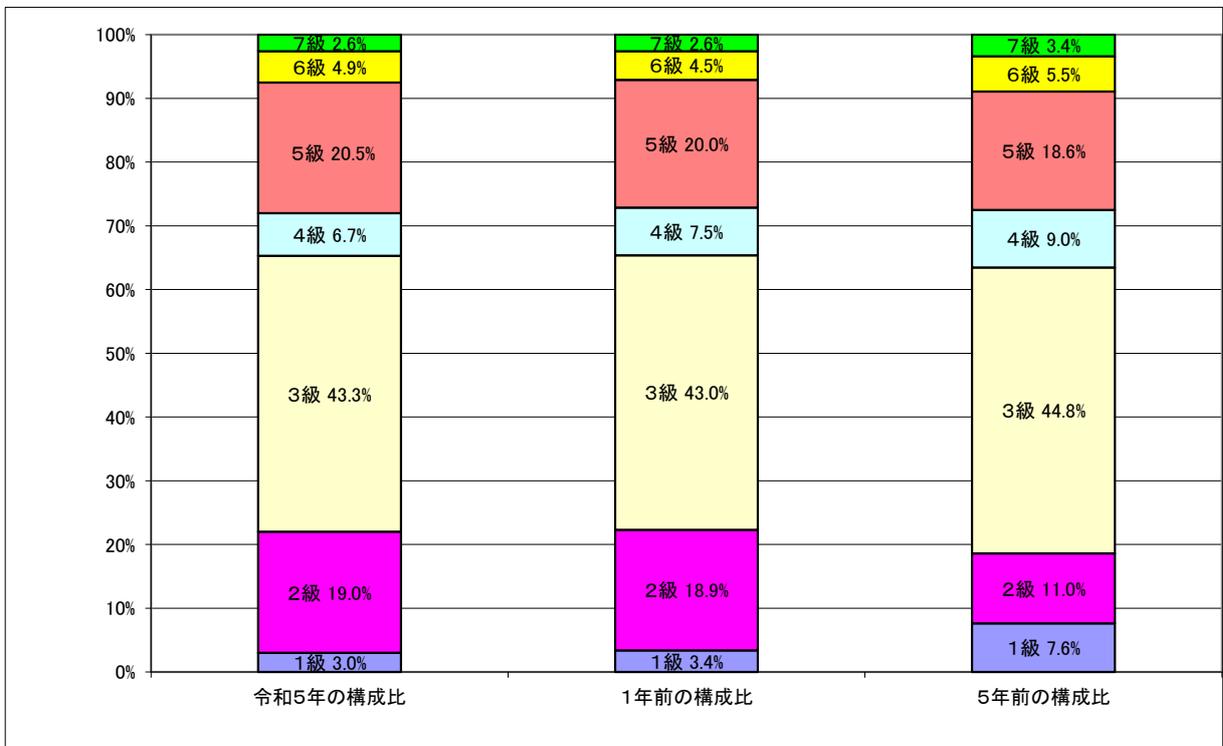
区 分	経験年数		
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
一般行政職	237,413 円	281,429 円	312,191 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

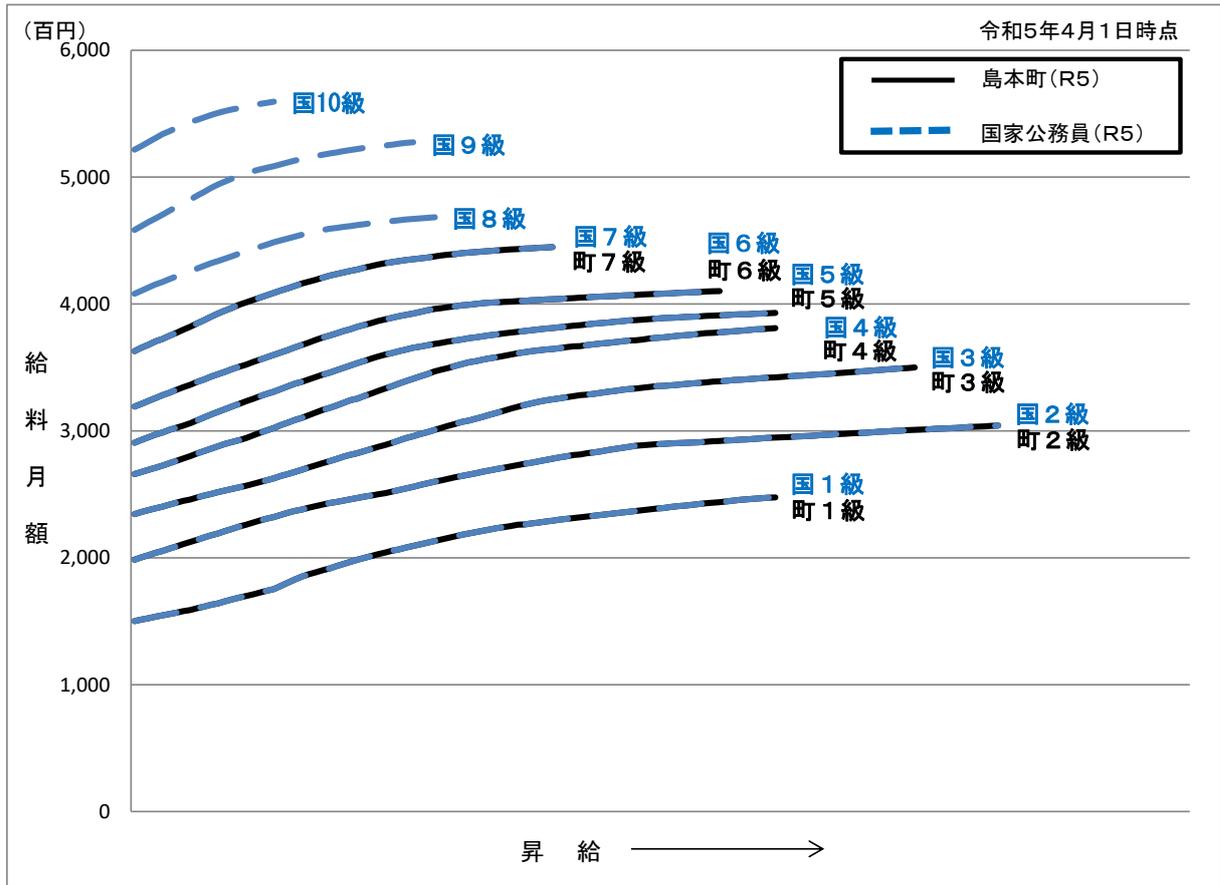
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長、消防長及び理事の職務	7人	2.6%	362,900円	444,900円
6 級	局長、次長、室長、会計管理者及び消防署長の職務	13人	4.9%	319,200円	410,200円
5 級	課長、人権文化センター所長、主幹、参与、参事、保育所長、保育所副所長、清掃工場長、体育館長、図書館長、歴史文化資料館長、幼稚園長、幼稚園教頭及び警備司令の職務	55人	20.5%	290,700円	393,000円
4 級	係長の職務	18人	6.7%	266,000円	381,000円
3 級	主査の職務	116人	43.3%	234,400円	350,000円
2 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務	51人	19.0%	198,500円	304,200円
1 級	知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務	8人	3.0%	150,100円	247,600円

- (注) 1 島本町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給与表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（島本町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

島 本 町	大 阪 府	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,478 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,650 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 ((1.35) 月分 (0.95) 月分)	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 ((1.35) 月分 (0.95) 月分)	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 ((1.35) 月分 (0.95) 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（島本町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

島 本 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 退職前の直近5年間の職務に応じた調整額			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算 退職前の直近5年間の職務に応じた調整額		
(1人当たり平均支給額) 2,944 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		56,056 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		222,441 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	6 %	252 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)		2,508 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)		139,312 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)		7.1 %	
手当の種類 (手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業従事手当	感染症防疫作業従事者 (消毒者)	0 千円	1,000円/日
	同 (新型コロナウイルス感染症に係る消毒者)	0 千円	3,000円/日
	同 (新型コロナウイルス感染症に係る搬送作業従事者)	1,592 千円	4,000円/日
行旅病人又は行旅死亡人の 収容護送作業従事手当	行旅病人の収容護送作業従事者	0 千円	1,000円/件
	行旅死亡人の収容護送作業従事者	0 千円	2,000円/件
救急救命業務従事手当	救急救命業務従事職員 (救命救急士資格保有消防職員)	916 千円	300円/回

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)	59,883 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	397 千円
支給実績 (令和3年度決算)	63,593 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	475 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 扶養親族(子)1人につき 10,000円 扶養親族(父母等)1人につき 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円を加算	同じ	—	30,791 千円	256,585 円
住居手当	借家・借間居住者 28,000円を限度として、家賃に応じた額 持家世帯主 支給なし	異なる	借家・借間居住者について、島本町在住者に5,000円を加算	18,567 千円	331,548 円
通勤手当	交通機関利用者 利用交通機関における最長定期発行月数分の定期代相当額 ・最高支給限度額 月額55,000円 交通用具使用者 31,600円を限度として、通勤距離に応じた額	同じ	—	20,182 千円	108,506 円
管理職手当	(定額制) 下記の支給月額 部長級 77,000円 理事 70,000円 次長級 65,000円 課長級 55,000円 参事・施設長 43,000円 副施設長 38,000円 参与 5,000円	異なる	定額制により支給	42,618 千円	600,247 円
休日勤務手当	祝日、年末年始の休日に勤務 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	—	4,592 千円	510,122 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～午前5時の間に勤務 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	1,956 千円	69,852 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	町 長	800,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	705,000 円	920,000 円/	580,800 円
報酬	議 長	395,000 円	499,000 円/	252,000 円
	副 議 長	350,000 円	430,000 円/	202,000 円
	議 員	330,000 円	400,000 円/	174,000 円
期末手当	町 長	(令和4年度支給割合)		
	副 町 長	4.10 月分		
退職手当	議 長	(令和4年度支給割合)		
	副 議 長	4.25 月分		
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×500/100×在職年数	16,000,000	任期ごと
		給料月額×360/100×在職年数	10,152,000	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

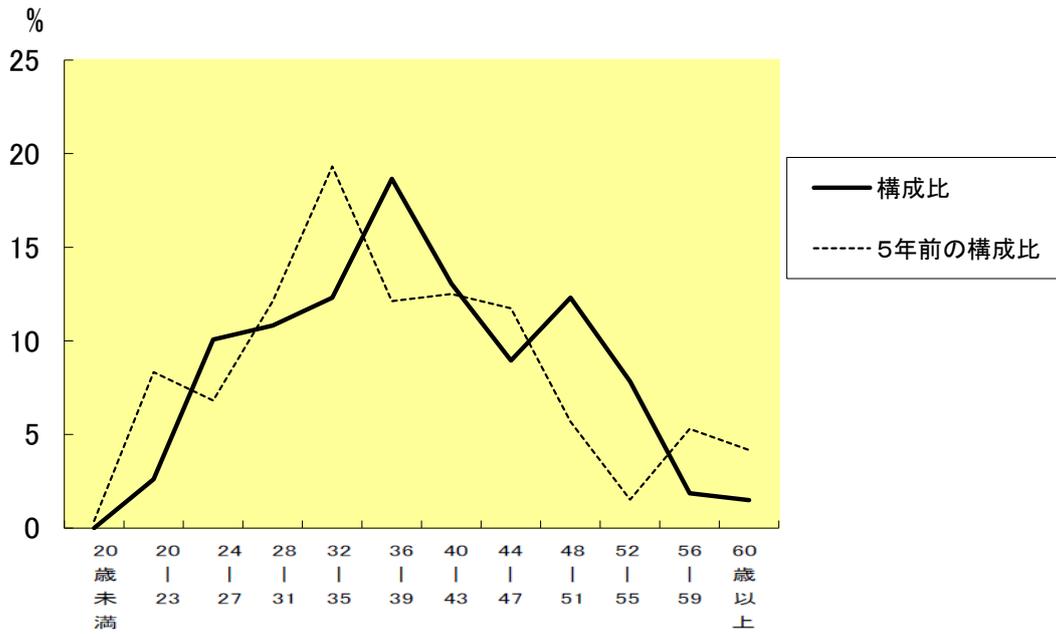
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
			令和5年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3人	3人	0人	マイナンバー及び新庁舎建設に関わる業務の増に伴う増員
		総務	53人	49人	4人	
		税務	12人	12人	0人	
		民生	44人	46人	△2人	
		衛生	22人	20人	2人	
農水		3人	4人	△1人		
商工		3人	3人	0人		
土木		14人	14人	0人		
	計	154人	151人	3人	<参考> 人口1万当たり職員数 48.66人 (類似団体の人口1万当たりの職員数52.99人)	
	教育部門	37人	39人	△2人		
	消防部門	46人	45人	1人		
	小 計	237人	235人	2人	<参考> 人口1万当たり職員数 74.89人 (類似団体の人口1万当たりの職員数66.46人)	
公営企業等 会計部門	水道	11人	10人	1人		
	下水道	5人	5人	0人		
	その他	15人	15人	0人		
	小 計	31人	30人	1人		
合 計		268人	265人	3人	<参考> 人口1万当たり職員数 84.69人	
		[295人]	[295人]	[0人]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	27人	29人	33人	50人	35人	24人	33人	21人	5人	4人	268人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		152	159	157	154	151	154	2 (1.3)
教育		40	37	36	35	39	37	△3 (△7.5)
消防		43	44	45	44	45	46	3 (7.0)
普通会計		235	240	238	233	235	237	2 (0.9)
公営企業等会計		29	27	27	27	30	31	2 (6.9)
総合計		264	267	265	260	265	268	4 (1.5)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 4年度	千円 567,903	千円 12,800	千円 60,779	% 10.70	% 12.30

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 4年度	人 11	千円 37,820	千円 7,262	千円 15,697	千円 60,779	千円 5,525	千円 6,018

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

特になし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島 本 町	43.4 歳	314,211 円	460,447 円
団 体 平 均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円
事 業 者			

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島本町水道事業		島本町普通会計	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,427 千円		1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,478 千円	
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分		(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

島本町水道事業職員			島本町普通会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 退職前の直近5年間の職務に応じた調整額			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 退職前の直近5年間の職務に応じた調整額		
(1人当たり平均支給額) 一 千円			(1人当たり平均支給額) 2,944 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		2,444 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		222,207 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	6 %	11 人	6 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

該当なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	932 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	104 千円
支給実績（令和3年度決算）	1,273 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	127 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 扶養親族(子)1人につき 10,000円 扶養親族(父母等)1人につき 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円を加算	同じ	—	1,212 千円	242,400 円
住居手当	借家・借間居住者 28,000円を限度として、家賃に応じた額 持家世帯主 支給なし	同じ	—	282 千円	282,000 円
通勤手当	交通機関利用者 利用交通機関における最長定期発行月数分の定期代相当額 ・最高支給限度額 月額55,000円 交通用具使用者 31,600円を限度として、通勤距離に応じた額	同じ	—	687 千円	98,221 円
管理職手当	(定額制) 下記の支給月額 部長級 77,000円 理事 70,000円 次長級 65,000円 課長級 55,000円 参事・施設長 43,000円 副施設長 38,000円 参与 5,000円	同じ	—	1,704 千円	852,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に める職員給与費比率
令和 4年度	千円 814,199	千円 131,024	千円 26,446	% 3.25	% 3.86

区分	職員数 A 人	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円	千円	千円
令和 4年度	5	17,107	3,550	5,789	26,446	5,289	5,936

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

特になし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島本町	48.6 歳	311,745 円	450,164 円
団体平均	44.3 歳	330,766 円	493,186 円
事業者			

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島本町下水道事業		島本町普通会計	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,268 千円		1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,478 千円	
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分		(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

島本町下水道事業職員			島本町普通会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 退職前の直近5年間の職務に応じた調整額			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 退職前の直近5年間の職務に応じた調整額		
(1人当たり平均支給額) 千円			(1人当たり平均支給額) 2,944 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			1,100 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			219,902 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	6 %	5 人	6 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

該当なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	709 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	236 千円
支給実績（令和3年度決算）	1,455 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	364 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 扶養親族(子)1人につき 10,000円 扶養親族(父母等)1人につき 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円を加算	同じ	—	498 千円	249,000 円
住居手当	借家・借間居住者 28,000円を限度として、家賃に応じた額 持家世帯主 支給なし	同じ	—	117 千円	117,344 円
通勤手当	交通機関利用者 利用交通機関における最長定期発行月数分の定期代相当額 ・最高支給限度額 月額55,000円 交通用具使用者 31,600円を限度として、通勤距離に応じた額	同じ	—	420 千円	104,975 円
管理職手当	(定額制) 下記の支給月額 部長級 77,000円 理事 70,000円 次長級 65,000円 課長級 55,000円 参事・施設長 43,000円 副施設長 38,000円 参与 5,000円	同じ	—	720 千円	360,000 円